

神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人神奈川県産業振興センターは、県内中小企業者が経営改善や経営体質の強化に取り組むため、「神奈川県プロ人材活用センター（以下「センター」という。）」を通じて、プロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で活用する県内中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、神奈川県「副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱」及び、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「県内中小企業者」とは、神奈川県内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除くものとする

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している県内中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している県内中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている県内中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している県内中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている県内中小企業者

カ 交付申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える県内中小企業者

(2) 「副業・兼業人材」とは、特定の企業の社員として働きながら、勤務時間外に他の企業の仕事を請け負う人材及び「フリーランス（個人事業主）」として、特定の企業に属さず複数の企業から業務を請け負う外部人材で、センターのコーディネートにより成約先の「県内中小企業者」において、業務委託契約等に基づき、業務に従事するプロフェッショナル人材

(3) 「プロフェッショナル人材」とは、専門的な技術や資格、知見を有し、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材

(4) 「民間人材ビジネス事業者」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者で、センターに登録している事業者

(5) 「パートナーシップ締結先大企業」とは、都市部大企業に在籍する人材が、地域企業の仕事に従事し、経営課題解決等の手助けをするため、プロフェッショナル人材戦略全国事務局及びセンターに、プロフェッショナル人材の交流に向けた協力活動に関する確認書を提出した大企業

(補助事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 過去にセンター及び内閣府が各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けて、副業・兼業人材の活用を行ったことがない県内中小企業者
- (2) 県税に未納がないこと
- (3) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守していること

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、県内中小企業者が、初めてセンターを通じて副業・兼業人材を活用するもので、民間人材ビジネス事業者による仲介又はパートナーシップ締結先大企業との連携による事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 補助事業と同一内容の事業について、国、地方公共団体、その他団体が交付する他の補助金の交付を受けている又は将来交付を受けることが確定しているとき
- (2) 活用する副業・兼業人材が、補助事業者（法人にあっては、その役員等）の3親等以内の親族であるとき
- (3) 同一企業の内部における、県外の事業所から県内の事業所への異動等と認められる場合

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。なお、1県内中小企業者につき、副業・兼業人材1人までとし、契約期間は5か月を超えないものとする。また、補助対象経費は、補助金の交付決定の日から、当該会計年度2月末日（当該日がセンターの休日に当たるときは、その前日）までに、補助事業者が支払いを完了したものに限る。

2 前項の補助対象経費には、消費税額及び地方消費税額は含まれないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付申請書（第1号様式）」に次の書類を添えて、副業・兼業人材の委託業務開始日10日前までに、公益財団法人神奈川県産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書（第1号様式 別紙1-1 別紙1-2）
- (2) 紹介手数料の額が確認できる書類の写し（民間人材ビジネス事業者発行のもの）
- (3) 副業・兼業人材の活用に係る契約または内容が確認できる書類（委託契約書等）の写し
- (4) 誓約書（第1号様式 別紙2）
- (5) 役員名簿（法人の場合）（第1号様式 別紙3）
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出部数は1部とする。

(交付決定前の事前着手)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した「神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付決定前着手中申請書（第2号様式）」に必要な書類を添付して提出し、理事長の承認を受けて着手することができるものとする。

2 前項の交付決定前着手中申請書の提出を受けた理事長は、速やかに承認の可否を判断し、補助事業者に通知するものとする。

3 なお、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で補助事業に着手するものとする。

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 理事長は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、「誓約書（第1号様式 別紙2）」の提出をもって同意を得るものとする。

3 補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第9条 交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに理事長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに理事長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（変更の承認）

第10条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく承認を受けようとする場合は、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）」に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 11 条 理事長は、第 6 条の規定による交付申請について適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付決定通知書（第 4 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第 12 条 申請の取り下げを行う場合は、交付決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金事業実績報告書（第 5 号様式）」に次の書類を添付して、補助事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係るセンターの会計年度 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告を行わなければならない。ただし、当該期日がセンターの休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなすものとする。

- (1) 事業実績書・収支報告書（第 5 号様式 別紙 1-1 別紙 1-2）
- (2) 紹介手数料の額が確認できる書類の写し（民間人材ビジネス事業者発行のもの）
- (3) 副業・兼業人材の活用に係る契約または内容が確認できる書類（委託契約書等）の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証する書類（領収証等）
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出部数は 1 部とする。

(補助金の支払い)

第 14 条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金精算払請求書（第 6 号様式）」を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による支払請求について、交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を補助事業者に速やかに支払うものとする。

(交付決定取消し等及び補助金の返還)

第 15 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金交付の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱若しくは理事長の指示、命令に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

2 理事長は、前項の交付決定が取り消されたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

る。

(書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、かつ当該収支についての証拠書類を整備保管し、補助事業の完了の日の属するセンターの会計年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

2 理事長は、前項の期間及び補助対象期間中、補助事業に関して、必要に応じ補助事業者に報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は理事長)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 補助事業者の所在地、名称または代表者を変更したとき

(2) 補助事業者が合併または解散したとき

(情報管理及び秘密保持)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>(1) 民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料</p> <p>(2) 副業・兼業人材に支払う報酬</p> <p>(3) 副業・兼業人材が、神奈川県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合に、補助事業者が負担した交通費及び旅費</p> <p>※(3)は、補助事業に従事するため、用務地（県内に限る）までの移動に要する交通費（航空費、鉄道費、船賃、車賃）及び旅費（宿泊費）とし、領収証等により額の根拠が示せるものに限る。ただし、次の経費は対象とならない。①グリーン車等特別に付加された料金 ②社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費（有料道路利用料、駐車場代を含む）③旅行代理店の手数料 ④取消料、キャンセル料 ⑤振込手数料、代引手数料 ⑥旅行傷害保険料 ⑦消費税及び地方消費税 ⑧入湯税</p> <p>※(3)の算定は、(公財) 神奈川産業振興センター旅費規程の例に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額を上限とする。ただし、補助事業者の旅費規程等で定めがある場合は、この限りとしない。(根拠書類の提出を条件とする)</p>	<p>10分の8以内</p>	<p>50万円</p>